平成２７年（フ）第２５６号
千葉県白井市池の上１丁目22番１号
債務者　庄子　幸雄
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９１３２号
東京都江戸川区西篠崎２丁目８―12
債務者　川上　　登
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　剛弘
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２３６号
神奈川県川崎市高津区下作延７丁目５－６－105
債務者　長澤　大輝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　康由
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５７号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17　フルハウス102　小原方
債務者　松島　幸治
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　稚利
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２７７号
千葉県柏市豊上町30―４　メゾンブランシュＡ―201号
債務者　鈴木　武男
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　　誠
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０９号
東京都港区新橋４丁目６―10　栄ビル３階
債務者　砂辺　力弥
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　恵介
4　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５９５号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目６番３号　ヴォラハイツ103号
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２３号
札幌市中央区南６条西７丁目10番地１　ルーブル６条館802号
債務者　袴田　順子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３７号
札幌市白石区南郷通17丁目南１番16―210号
債務者　鈴木　輝明
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６３号
札幌市北区北29条西11丁目２番１号　シャトーノース201号
債務者　西垣　重通
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７３号
札幌市北区屯田10条３丁目７番18―102号
債務者　岩田　真琴
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９０号
札幌市白石区中央２条２丁目１番７―204号
債務者　齊藤　謙太
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９６号
札幌市東区北９条東９丁目３番29号　松野マンション６号
債務者　中里　政仁
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９７号
札幌市北区新川西３条７丁目１番７号　木の城ＡＰ101号
債務者　若林奈緒子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０４号
札幌市西区発寒14条２丁目３番12―109号
債務者　石田亜紀恵
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０９号
北海道石狩市花川南８条３丁目342番地　２階左
債務者　阿部　一博
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部